

職員給与規程

平成18年4月1日制定

規程第9号

改正 平成19年3月30日
改正 平成19年5月14日
改正 平成19年9月19日
改正 平成19年11月30日
改正 平成19年12月28日
改正 平成20年3月31日
改正 平成20年7月9日
改正 平成21年7月10日
改正 平成21年12月1日
改正 平成22年3月12日
改正 平成22年6月30日
改正 平成22年7月20日
改正 平成22年11月30日
改正 平成24年3月30日
改正 平成24年4月27日
改正 平成24年6月21日
改正 平成24年8月28日
改正 平成26年12月1日
改正 平成26年12月22日
改正 平成27年3月31日
改正 平成27年8月1日
改正 平成28年2月23日
改正 平成28年3月31日
改正 平成28年12月1日
改正 平成29年2月28日
改正 平成29年3月29日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の10の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の職員の給与の支給について定めることを目的とする。

(用語の意義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 通則法第26条の規定により理事長が管理運用法人の職員として任命した者をいう。
- (2) 正規職員 職員のうち次号の運用専門職員以外の者をいう。
- (3) 運用専門職員 職員のうち高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務に期間を限って従事する者をいう。

(給与の区分)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

- (1) 基本給
 - イ 本俸
 - ロ 役職手当
 - ハ 扶養手当
- (2) 諸手当
 - イ 調整手当
 - ロ 時間外勤務手当

- ハ 管理職員特別勤務手当
- ニ 通勤手当
- ホ 住居手当
- ヘ 特別手当

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 職員に対して給与の支払をするときは、その都度、別に定める給与台帳に必要な事項を記入するものとする。

第2章 基本給

第1節 基本給の決定

(本俸)

第4条 職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じ決定し、その本俸月額、職員本俸表(別表1。以下「本俸表」という。)の定めるところによる。

2 本俸表に定める職員の等級の分類の基準となるべき標準的職務の内容は、別に定める。

(初任給の決定)

第5条 新たに職員を採用した場合におけるその職員の初任給は、次の基準により決定する。

大学卒業 1等級21号俸

高等学校卒業 1等級1号俸

2 前項に規定するもののほか、初任給の決定に関し必要な事項は別に定める。

(昇格)

第6条 勤務成績が良好な職員で別に定める基準に達した者は、その者が現に格付けされている等級の1等級上位の等級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸の決定は、別に定める基準に従い行うものとする。

(昇給及び降給)

第7条 職員の昇給及び降給は、その者の勤務成績に応じて別に定めるところにより行うものとする。

2 職員の本俸月額が、その属する等級における本俸の最高額である場合は昇給しない。

3 第1項に規定する昇給及び降給は、毎年4月1日に行う。

第8条 削除

(役職手当)

第9条 役職手当は、次の各号のいずれかに掲げる職にある職員に対して支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(第29条第1号の場合及び就業規則(平成18年規程第5号)第47条第2項の場合により勤務しなかった場合を除く。)は、その月の役職手当は支給しない。

(1) 統括部長

(2) 上席審議役、審議役、部長、室長、重要な業務を所掌する次長及び運用数理役

(3) 次長、課長、副室長、企画役及び監事付

(4) 課長代理、室長代理、秘書役及び検査役

2 役職手当の月額、別表2に掲げる額とする。

3 第17条の規定は、第1項第1号から第3号までに掲げる職員には適用しない。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、本俸表の等級が5等級以上であるもの(以下この条及び次条において「5等級以上職員」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(本俸表の等級が4等級であるもの(以下この条及び次条において「4等級職員」という。))にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。))にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 第11条 新たに職員となった者に扶養親族(5等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(5等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))がある場合においては、その者が職員となった日、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(5等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、5等級以上職員以外の職員から5等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(5等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(5等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。))で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある5等級以上職員が5等級以上職員以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4等級職員が4等級職員及び5等級以上職員以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同

項の規定による届出に係るものがある職員で5等級以上職員以外のものが5等級以上職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で4等級職員及び5等級以上職員以外のものが4等級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 扶養手当の支給手続について必要な事項は、別に定める。

第2節 基本給の支給方法

(本俸の支給日)

第12条 職員の本俸は、当月分を毎月15日（その日が就業規則第13条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日。以下「支給日」という。）に支給する。ただし、理事長が特に支給日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

(採用、退職等の場合の本俸の支給)

第13条 新たに職員となった者には、その日から本俸を支給し、昇給等により本俸の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。

2 職員が退職（死亡による場合を除く。以下この項において同じ。）し、又は就業規則第41条第1号から第3号まで又は同規則第42条の規定により解雇された場合は、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸を支給する。

3 職員が就業規則第41条第4号の規定により解雇された場合は、解雇された日の属する月の本俸の全額を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月までの本俸を支給する。

(本俸の日割計算)

第14条 本俸を支給する場合であって、採用、育児休業、解雇等により、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額とする。

(役職手当及び扶養手当の支給)

第15条 役職手当の支給については第12条から第14条までの規定を、扶養手当の支給については第12条の規定を準用する。ただし、扶養手当の支給に関し、本俸の支給日までに当該手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第3章 諸手当

(調整手当)

第16条 調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に準じて職員に対し支給する。

2 調整手当の月額、役職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額とする。

3 調整手当の支給については、第12条から第14条までの規定を準用する。

(時間外勤務手当)

第17条 時間外勤務手当は、就業規則第14条の規定により勤務時間外に、又は休日に勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられた職員に対して、次の各号により算出した額を支給する。

(1) 時間外勤務が午前5時から午後10時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に100分の125（休日の場合は100分の135）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額

(2) 時間外勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に100分の150（休日の場合は100分の160）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額

2 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を支給する。

(1) 時間外勤務が午前5時から午後10時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に100分の150（休日の場合は100分の160）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額

(2) 時間外勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に

100分の175（休日の場合は100分の185）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額
3 前2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1年間の所定労働時間数（別に定める。）で除して得た額とする。

4 時間外勤務手当は、1月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第18条 第9条第1項第1号から第3号までに規定する役職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合には、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

（2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 管理職員特別勤務手当は、1月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。

5 前4項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

6 第3項及び前項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定める。

（通勤手当）

第19条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

（1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

（2）通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（2）前項第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
ホ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
ヘ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
ト	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
チ	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
リ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
ヌ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
ル	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
ヲ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ワ	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務地を異にする異動、国若しくは通則法第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）職員が国等の機関の要請に応じ退職し、引き続いて職員となるための採用及び在勤する事務所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることになった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。
(住居手当)

第20条 住宅手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員であつて、次に掲げる職員を除く職員に支給する。

- (1) 前条第3項に規定する国等の機関から貸与された職員宿舎に居住している職員
- (2) 父母又は配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員
- 2 住居手当の月額、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する額とする。
 - (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から12,000円を控除した額
 - (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）に11,000円を加算した額
- 3 住居手当の支給については第12条の規定を準用する。ただし、本俸の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（特別手当）

第21条 特別手当は、期末手当及び奨励手当とする。

- 2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この項、第4項及び附則第7項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても別に定める場合を除き同様とする。
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、国家公務員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職又は死亡した日）現在において職員が受けるべき本俸月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額（次表に定める地位にある職員又はこれらと同程度の職務を行うものと見なされる職員（休職にされている職員のうち、第29条第1号に該当する職員以外の職員を除く。）にあっては、その額に本俸月額に職務に応じて同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額。以下第8項において同じ。）とする。

職務の区分	割増率
統括部長、上席審議役、審議役、部及び室の長、次長並びに運用数理役	100分の19
課長、副室長、企画役及び監事付	100分の12

- 5 本俸表の等級が2等級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に本俸表の等級に応じて次表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

等級	割合
6等級及び5等級	100分の20
4等級	100分の15
3等級	100分の10
2等級	100分の5

- 6 奨励手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該職員に対し、当該各号に定める日に支給する。
 - (1) 正規職員（6月1日及び12月1日（以下この号、第8項及び附則第7項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者とし、これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者（別に定める者を除く。）を含む。） 基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に定める日
 - (2) 運用専門職員（3月31日（以下この号及び第8項において「基準日」という。）に在籍する者

とし、基準日前1月以内に死亡した者（別に定める者を除く。）を含む。） 基準日の属する年度におけるその者の勤務成績に応じて当該年度の翌年度における6月の別に定める日

- 7 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 8 前項の奨励手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）現在において受けるべき本俸月額及びこれに対する調整手当の月額合計額（運用専門職員にあっては、この合計額に別に定める調整額を加算した額。）とする。
- 9 第5項の規定は、第7項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において、第5項中「前項」とあるのは、「第8項」と読み替えるものとする。
- 10 前各項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（特別手当の支給の一時差し止め）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる者については、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第42条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第23条 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し特別手当を支給することが、管理運用法人の公共的使命に対する公の信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることがなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して一年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

第4章 雑則

（給与の減額）

第24条 就業規則第18条第5項の規定により無届欠勤として取り扱われる場合において、その職員に対する給与は、第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間を乗じ

て得た額を減額して支給する。

(欠勤者の給与)

第25条 職員が傷病により欠勤したとき（就業規則第18条第5項の規定により無届欠勤として取り扱われる場合を除く。）は、結核性疾患の場合にあっては欠勤を始めた日から1年に限り、その他の傷病の場合にあっては欠勤を始めた日から6月に限り基本給の全額を支給し、それ以後の欠勤した期間については、扶養手当はその全額を、本俸、役職手当及び調整手当はそれぞれその半額を支給する。

(欠勤等の特別取扱い)

第26条 前条の規定にかかわらず、就業規則第45条第2項、同規則第46条第3項又は同規則第47条第2項の規定により、出勤として取り扱われた職員に対しては、給与の全額を支給する。

(介護休暇及び介護時間の取扱い)

第27条 職員が育児休業・介護休暇等に関する規程（平成18年規程第13号。以下「育児休業・介護休暇等規程」という。）第9条第1項又は第11条第1項の規定により介護休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 介護休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休暇の期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、本俸月額を調整することができる。

3 前2項に定めるほか、介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しない者の給与の支給に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(休日等の取扱い)

第28条 休日（日曜日及び土曜日を除く。）、就業規則第22条に規定する年次有給休暇、同規則第25条に規定する特別有給休暇及び同規則第27条に規定する休暇のうち有給休暇とされる日については、給与の全額を支給する。

(休職者の給与)

第29条 就業規則第37条第2項の規定による休職者の給与については、次の各号による。

(1) 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり休職を命ぜられた場合は、休職期間中給与の全額を支給する。

(2) 職員が就業規則第35条の規定により休職を命ぜられた場合は、役職手当を除く基本給、調整手当、住居手当及び期末手当（ハに掲げる場合は期末手当は除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を支給する。

イ 同条第1項第1号の規定により休職を命ぜられた場合 100分の80

ロ 同条同項第2号の規定により休職を命ぜられた場合

当該休職期間が満1年に達するまでは 100分の80

当該休職期間が満1年を超えるときは 100分の60

ハ 同条同項第3号の規定により休職を命ぜられた場合 100分の60

ニ 同条同項第4号の規定により休職を命ぜられた場合 その都度定める割合

(育児休業者等の取扱い)

第30条 育児休業・介護休暇等規程第5条第2項の規定による育児休業期間中の給与は、支給しない。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本俸月額を調整することができる。

3 職員が育児休業・介護休暇等規程第8条第1項の規定により育児時間の承認を受けた場合は、当該育児時間の時間1時間につき、第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

4 前3項に定めるもののほか、育児休業者等の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業者の特別手当の支給)

第31条 第21条第2項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前条第1項の規定にかかわらず当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第21条第6項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、正規職員については基準日以前6月以内、運用専門職員については基準日以前12月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前条第1項の規定にかかわらず当該基準日に係る奨励手当を支給する。

(懲戒等の場合の給与)

第32条 就業規則第53条第2号から第4号までの規定に基づく懲戒処分並びに制裁規程(平成18年規程第6号)第2条第2項第2号及び第3号の規定に基づく制裁処分を行った場合の給与については、別に定める。

(端数の処理)

第33条 給与の各項目の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。ただし、第17条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 年金積立金管理運用独立行政法人(以下この項において「管理運用法人」という。)設立の際、年金資金運用基金(以下この項において「基金」という。)の職員であった者で、引き続き管理運用法人の職員に任命された者の在職期間の算定について、基金の職員であった期間を管理運用法人の在職期間とみなす。
- 3 削除
- 4 平成11年4月1日(以下「基準日」という。)前から引き続き年金福祉事業団職員給与規程の適用を受けていた職員のうち、基準日において50歳を超え55歳を超えていない職員については、第7条第4項本文の規定にかかわらず、55歳(以下「昇給停止年齢」という。)に達した日後も、58歳まで昇給をさせることができ、基準日において51歳を超え、53歳を超えていない職員については2回に限り、基準日において50歳を超え、51歳を超えていない職員については1回に限り、同項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、昇給させることができる。ただし、基準日において53歳を超えていない職員のうち、昇給停止年齢に達した日の翌日からこの項の規定による昇給をさせようとする日までの間において、その属する職務の等級又はその受ける本俸月額に異動があり、当該異動後の本俸月額に異動があり、当該異動後の本俸月額を決定する際の計算の過程においてこの項の規定による昇給をしたこととされたもの又は育児休業、退職、介護休暇若しくは欠勤のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合により、復職時における本俸月額の調整を受けた職員で、昇給したものとみなす時期が昇給停止年齢に達した日後となるものについては、この項の規定する昇給の回数から当該昇給の回数を除くものとする。
- 5 基準日以後に新たにこの規程の適用を受けることとなった職員のうち、採用の事情等を考慮して前項に規定する職員との権衡上必要があると認められる職員として、理事長が別に定める職員の昇給停止年齢に達した日後における昇給については、第7条第4項本文の規定にかかわらず、附則第2項又は前項の規定を準用する。

(本俸月額の経過措置)

- 6 年金資金運用基金職員給与規程の一部改正(平14.9.20改正)附則第7項の規定により本俸月額の経過措置の適用を受けている職員の本俸月額については、第6条第1項、第7条第1項又は第3項ただし書の規定により新たな本俸月額の適用を受けるまでの間、別に定める本俸月額を適用する。

(55歳を超える正規職員の本俸月額等の減額支給)

- 7 平成30年3月31日までの間、正規職員(職務の等級が4等級以上である者であってその号俸がその職務の等級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員になった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本俸月額 当該特定職員の本俸月額(平成19年12月28日改正附則第6項に規定する差額に相当する額を含む。以下この項において同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本俸月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の等級におけ

る最低の号俸の本俸月額に達しない場合（以下この項、附則第9項及び第10項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本俸月額から当該特定職員の属する職務の等級における最低の号俸の本俸月額を減じた額（以下この項及び附則第9項において「本俸月額減額基礎額」という。））

- (2) 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - (3) 調整手当 当該特定職員の本俸月額に対する調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本俸月額減額基礎額に対する調整手当の月額。）及び役職手当に対する調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額の合計額
 - (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する別に定める割合を乗じて得た額）
 - (5) 奨励手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（第21条第9項において準用する同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、その額に、本俸月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第10項において「奨励手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第7項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額（同条第9項において準用する同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあつては、その額に、本俸月額減額基礎額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第10項において「奨励手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第7項に規定する別に定める割合を乗じて得た額）
 - (6) 第29条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第29条第1号 前各号に定める額
 - ロ 第29条第2号イ及び同号ロの当該在職期間が満1年に達するまで 第1号及び第3号並びに第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第29条第2号ロの当該在職期間が満1年を超えるとき 第1号及び第3号並びに第4号に定める額に100分の60を乗じて得た額
 - ニ 第29条第2号ハ 第1号及び第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額
 - ホ 第29条第2号ニ 第1号及び第3号並びに第4号に定める額にその都度定める割合を乗じて得た額
- 8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別で定める。
- 9 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条第1項及び同条第2項並びに第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の所定労働時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、本俸月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

附 則（平19.3.30改正）

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平19. 5. 14改正）

この改正は、平成19年5月14日から施行する。

附 則（平19. 9. 19改正）

この改正は、平成19年9月19日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平19. 11. 30改正）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成19年11月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の年金積立金管理運用独立行政法人職員給与規程の規定に基づいて、平成19年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平19. 12. 28改正）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成20年1月1日から施行する。
（職務の等級の切替え）
- 2 平成20年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の年金積立金管理運用独立行政法人職員給与規程（平成18年4月1日制定。以下同じ。）の別表（以下「旧本俸表」という。）の適用を受けていた職員の切替日におけるこの規程により改められた別表1（以下「新本俸表」という。）又は職務の等級は、旧本俸表又は附則別表第1に掲げる切替日の前日において適用された職務の等級（以下「旧等級」という。）に対応する同表の新等級欄に定める職務の等級とする。

（号俸の切替え）

- 3 切替日の前日において旧本俸表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、次項に規定する職員を除き、旧等級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

（職務の等級における最高の号俸を超える本俸月額等の切替え）

- 4 切替日の前日において次に掲げる本俸月額を受けていた職員の切替日における号俸又は本俸月額は、別に定める。

（1）旧本俸表に定める職務の等級における最高の号俸を超える本俸月額

（2）年金積立金管理運用独立行政法人職員給与規程（平18. 4. 1制定）附則第6項の規定により本俸月額
の経過措置の適用を受けている職員の本俸月額

（均衡上の調整）

- 5 切替日の前日において、旧本俸表の適用を受けていた職員で、他の職員との均衡上特に必要と認められるときは、別の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（本俸の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日の旧本俸表から引き続き新本俸表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額に達しないこととなる職員には、本俸月額のほか、その差額に相当する額を本俸として支給する。

（役職手当の定額化に伴う経過措置）

- 7 第9条第1項の規定により役職手当を支給する職員のうち、改正後の規程の役職手当の額（以下「改正後役職手当額」という。）が改正前の規程により適用されていた役職手当の額に100分の97を乗じて得た額（以下「改正前役職手当額」という。）に達しないこととなる職員には、当該役職手当額のほか、改正後役職手当額と改正前役職手当額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を役職手当として支給する。

（1）平成20年1月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

（2）平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

（3）平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

- 8 前項のほか、役職手当の定額化に伴う経過措置について必要な事項は、別に定める。

附則別表第1 職務の等級の切替表（附則第2項関係）

旧等級	新等級
-----	-----

1 等級	1 等級
2 等級	
3 等級	2 等級
4 等級	
5 等級	3 等級
6 等級	
7 等級	4 等級
8 等級	
9 等級	5 等級

附則別表第2 職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

旧号俸	旧等級 経過期間	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級	9 等 級
	9月以上12月未満	24							4
2	9月以上12月未満	28							
3	9月以上12月未満	31		37					12
4	9月以上12月未満	35	20	40					
	12月以上		21						
5	6月以上9月未満		23						
	9月以上12月未満	39	24	44				23	
	12月以上								
6	3月以上6月未満		26						
	9月以上12月未満		28						
	12月以上								22
7	9月以上12月未満	48							
8	9月以上12月未満			55					
9 10	3月以上6月未満			58					38
	3月未満								42
	3月以上6月未満				39				
	9月以上12月未満			65					
	12月以上								42
11	9月以上12月未満			71					
	12月以上			72					
12	9月以上12月未満			79					
13	9月以上12月未満					66	43		
14	12月以上							78	
15	9月以上12月未満			104		79			
16	6月以上9月未満					86			
	12月以上							86	
17	6月以上9月未満					94			
	9月以上12月未満				79				
	12月以上					96		89	
18	3月以上6月未満				84				
	9月以上12月未満				86				
	12月以上				87		62		
20	12月以上				98				
21	12月以上				102	109			

附 則（平20.3.31改正）

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平20.7.9改正）

この改正は、平成20年7月11日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定は、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平21.7.10改正）

この改正は、平成21年7月12日から施行する。

附 則（平21.12.1改正）

（施行期日）

1 この改正は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する特別手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第21条第3項から第5項まで、若しくは第29条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される年金積立金管理運用独立行政法人本俸表の等級及び号俸が1等級1号俸から同等級40号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において、減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の次項で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して第4項で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

（職員の在職しなかった期間等）

3 前項第1号の期間は、次に掲げる期間とする。

（1）職員として在職しなかった期間

（2）休職期間（年金積立金管理運用独立行政法人就業規則（以下「就業規則」という。）第35条第1項の規定により休職にされていた期間（本俸の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（年金積立金管理運用独立行政法人職員の育児休業・介護休暇等に関する規程第5条第2項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）

（3）停職期間（就業規則第53条第2号又は年金積立金管理運用独立行政法人制裁規程第2条第2項第2号の規定により停職にされていた期間をいう。）

（4）減額改定対象職員以外の職員であった期間

（5）第25条、第27条第1項又は第30条第3項の規定により給与を減額された期間

（6）第24条の規定により給与を減額された期間

（在職しなかった期間等がある職員の月数の算定）

4 第2項第1号の在職しなかった期間等がある職員の月数は、平成21年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

（1）前条第1項、第2項、第4項又は第5号に掲げる期間のある月

（2）前項第3号又は第6号に掲げる期間のある月であつて、その月について支給された本俸の額が第2項第1号に規定する合計額に100分の0.24を乗じて得た額に満たないもの

（端数計算）

5 第2項第1号又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平22.3.12改正）

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.6.30改正）

この改正は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平22.7.20改正）

この改正は、平成22年7月20日から施行する。

附則(平 22. 11. 30 改正①)

(施行期日)

1. この改正は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
2. 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の第 21 条第 3 項から第 5 項まで、第 29 条若しくは附則第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職務の等級が 3 等級以上の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他次項で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して第 4 項で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額
(在職しなかった期間等)
3. 前項第 1 号の期間は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 職員として在職しなかった期間
 - (2) 休職期間（年金積立金管理運用独立行政法人就業規則（以下「就業規則」という。）第 35 条第 1 項の規定により休職にされていた期間（本俸の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（年金積立金管理運用独立行政法人職員の育児休業・介護休暇等に関する規程第 5 条第 2 項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）
 - (3) 停職期間（就業規則第 53 条第 2 号又は年金積立金管理運用独立行政法人制裁規程第 2 条第 2 項第 2 号の規定により停職にされていた期間をいう。）
 - (4) 減額改定対象職員以外の職員であった期間
 - (5) 第 25 条、第 27 条第 1 項又は第 30 条第 3 項の規定により給与を減額された期間
 - (6) 第 24 条の規定により給与を減額された期間
(減じる月数)
4. 第 2 項第 1 号の在職しなかった期間等がある職員の月数は、平成 22 年 4 月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
 - (1) 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる期間のある月
 - (2) 前項第 3 号又は第 6 号に掲げる期間のある月であつて、その月について支給された本俸の額が第 2 項第 1 号に規定する合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に満たないもの
(端数計算)
5. 第 2 項第 1 号又は同項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え)
6. 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の附則第 7 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 11 月 30 日改正の施行の日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

附則(平 22. 11. 30 改正②)

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平 24. 3. 30 改正)

この改正は、平成 24 年 3 月 31 日から施行する。

附則(平 24. 4. 27 改正)

(施行期日)

1. この改正は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

(給与の臨時特例)

2. 平成24年4月27日規程改正の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、本俸月額を支給に当たっては、本俸月額(平成19年12月28日改正附則第6項に規定する差額に相当する額を含む。以下この項から第5項までにおいて同じ。)から、本俸月額に本俸表の等級の区分(以下「等級区分」という。)に応じそれぞれ次表の割合欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

等級	割合
1等級	100分の4.77
2等級から4等級	100分の7.77
5等級	100分の9.77

3. 特例期間において、本規程に基づき支給される給与のうち、次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 役職手当 役職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 調整手当 本俸月額に対する調整手当の月額に、職員の等級区分に応じた支給減額率を乗じて得た額並びに役職手当に対する調整手当の月額に、100分の10を乗じて得た額
- (3) 期末手当 期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 奨励手当 奨励手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 第29条に定める休職者の給与 次のイからニに定める額
 - イ 第29条第1号に該当する場合 前項及び前各号に定める額
 - ロ 第29条第2号イ又はロに規定する休職期間が満1年に達するまでに該当する場合 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第29条第2号ロに規定する休職期間が満1年を超えるとき及びハに該当する場合 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額
 - ニ 第29条第2号ニに該当する場合 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、第29条第2号ニに定めるその都度定める割合を乗じて得た額

4. 特例期間においては、第17条、第24条及び第27条第1項並びに第30条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、本俸月額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の所定労働時間数で除して得た額に職員の等級区分に応じた支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5. 特例期間においては、附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第2項中「本俸月額」とあるのは「本俸月額から附則第7項第1号に定める額に相当する額を減じた額」と、第3項第1号中「役職手当の月額」とあるのは「役職手当の月額から附則第7項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「本俸月額に対する調整手当の月額」とあるのは「本俸月額に対する調整手当の月額から附則第7項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第7項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「奨励手当の額」とあるのは「奨励手当の額から附則第7項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第9項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

6. 前4項に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(特例措置の調整)

7. 平成24年度中における前5項による減額効果については、当該5項を平成24年4月1日に施行した場合と同等となるよう必要な調整を行うものとする。

附則(平24.6.21改正)

(施行期日)

1. この改正は、平成24年6月21日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2. 本俸表の等級区分が4等級及び5等級の職員に係る平成24年6月に支給する期末手当の額は、第21条第3項から第5項まで、第29条又は附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以

下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日(同月2日から施行日までの間に職務の等級が3等級以上の職員(以下この附則において「減額改定対象職員」という。))となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から平成24年3月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他次項で定める期間(以下「在職しなかった期間等」という。))がある職員にあつては、当該月数から在職しなかった期間等を考慮して第4項で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(在職しなかった期間等)

3. 前項第1号で定める在職しなかった期間等は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間
- (2) 休職期間(就業規則第35条第1項の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。)をいう。)又は育児休業期間(職員の育児休業・介護休暇等に関する規程第5条第2項の規定により育児休業をしていた期間をいう。)
- (3) 停職期間(就業規則第53条第2号又は制裁規程第2条第2項第2号の規定により停職にされていた期間をいう。)
- (4) 減額改定対象職員以外の職員であった期間
- (5) 第25条、第27条第1項又は第30条第3項の規定により給与を減額された期間
- (6) 第24条の規定により給与を減額された期間

(減じる月数)

4. 第2項第1号の在職しなかった期間等がある職員の月数は、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第6号に掲げる期間のある月であつて、その月について支給された本俸の額が第2項第1号に規定する合計額に100分の0.37を乗じて得た額に満たないもの

(端数計算)

5. 第2項第1号又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則(平24.8.28改正)

(施行期日)

1. この改正は、平成24年8月28日から施行する。

(平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2. 平成23年4月1日から平成24年3月31日の間に本俸表の等級区分が3等級であった職員(平成24年6月に支給された期末手当において、平成24年6月21日改正附則第2項から第5項による減額調整を行った職員を除く。以下「減額改定対象職員」という。)に平成24年12月に支給する期末手当の額は、第21条第3項から第5項まで、第29条又は附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日(同月2日から平成24年3月31日までの間に、本俸表の等級が3等級以上の等級(以下「減額改定対象等級」という。)の職員となった者)にあつては、その減額改定対象等級の職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から平成24年3月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間、減額改定対象等級以外の等級の職員であった期間その他次項で定める期間(以下「在職しなかった期間等」という。))がある職員にあつては、当該月数から在職しな

かった期間等を考慮して第4項で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象等級の職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象等級の職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(在職しなかった期間等)

3. 前項第1号で定める在職しなかった期間等は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間
(2) 休職期間(就業規則第35条第1項の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。)をいう。)又は育児休業期間(職員の育児休業・介護休暇等に関する規程第5条第2項の規定により育児休業をしていた期間をいう。)
(3) 停職期間(就業規則第53条第2号又は制裁規程第2条第2項第2号の規定により停職にされていた期間をいう。)
(4) 減額改定対象等級以外の等級の職員であった期間
(5) 第25条、第27条第1項又は第30条第3項の規定により給与を減額された期間
(6) 第24条の規定により給与を減額された期間

(減じる月数)

4. 第2項第1号の在職しなかった期間等がある職員の月数は、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる期間のある月
(2) 前項第3号又は第6号に掲げる期間のある月であって、その月について支給された本俸の額が第2項第1号に規定する合計額に100分の0.37を乗じて得た額に満たないもの

(端数計算)

5. 第2項第1号又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平 26. 12. 1 改正)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成26年12月1日から施行する。ただし、改正後の第19条第2項第2号の規定及び本俸表は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平 26. 12. 22 改正)

この改正は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平 27. 3. 31 改正)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

(本俸の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成27年4月1日の前日から引き続き正規職員本俸表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額(附則第7項の正規職員のうち、職務の等級が4等級以上である者(以下この項において「特定職員」という。))にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を本俸として支給する。

附 則(平 27. 8. 1 改正)

この改正は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平 28. 2. 23 改正)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成28年2月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による

給与の内払とみなす。

附 則(平 28. 3. 31 改正)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 28. 12. 1 改正)

(施行期日)

1 この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平 29. 2. 28 改正)

この改正は、平成 29 年 2 月 28 日から施行する。

附 則(平 29. 3. 29 改正)

(施行期日)

1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の職員給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第 10 条第 1 項ただし書及び第 11 条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後給与規程第 10 条第 3 項及び第 11 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（本俸表の等級が 4 等級であるもの（以下この条及び次条において「4 等級職員」という。）にあっては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、同条第 1 項中「扶養親族（5 等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、5 等級以上職員から 5 等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（5 等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び 5 等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） / (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） / (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）」と、同条第 2 項中「扶養親族（5 等級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、5 等級以上職員から 5 等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 5 等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、5 等級以上職員以外の職員から 5 等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 5 等級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがない

ものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後給与規程第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(本俸表の等級が4等級であるもの(以下この条及び次条において「4等級職員」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。))」とあり、及び同項第2号中「場合及び5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、5等級以上職員以外の職員から5等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後給与規程第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後給与規程第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))」と、「が4等級」とあるのは「が4等級以上」と、「4等級職員」とあるのは「4等級以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。))」とあり、及び同項第2号中「場合及び5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、5等級以上職員以外の職員から5等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「4等級職員が4等級職員及び5等級以上職員」とあるのは「4等級以上職員が4等級以上職員」と、同項第6号中「4等級職員及び5等級以上職員」とあるのは「4等級以上職員」と、「が4等級職員」とあるのは「が4等級以上職員」とする。

(別表1) 職員本俸表 (第4条関係)

(1) 正規職員本俸表

等級 号俸	1	2	3	4	5
	円	円	円	円	円
1	161,700	242,700	332,500	460,800	540,700
2	163,400	245,400	334,900	463,800	543,700
3	165,100	248,100	337,200	466,800	546,700
4	166,800	250,800	339,600	469,800	549,700
5	168,600	253,300	341,900	472,800	552,700
6	170,400	256,000	344,300	475,800	555,700
7	172,200	258,700	346,600	478,800	558,700
8	174,000	261,400	349,000	481,800	561,700
9	175,700	263,900	351,300	484,800	564,700
10	177,600	266,500	353,700	487,700	567,700
11	179,500	269,100	356,100	490,600	570,600
12	181,400	271,600	358,500	493,500	573,500
13	183,100	274,200	361,000	496,400	576,400
14	185,000	276,700	363,500	499,200	579,300
15	186,900	279,200	365,900	502,000	582,200
16	188,800	281,700	368,400	504,800	585,100
17	190,800	284,200	370,800	507,600	587,900
18	192,700	286,600	373,200	510,300	590,700
19	194,700	289,300	375,700	513,000	593,500
20	196,700	291,900	378,200	515,700	596,300
21	199,000	294,500	380,700	518,400	599,100
22	201,300	297,100	383,100	521,000	601,900
23	203,600	299,800	385,600	523,600	604,600
24	205,900	302,400	388,100	526,200	607,300
25	208,100	305,000	390,300	528,800	610,000
26	210,400	307,500	392,700	531,300	612,700
27	212,700	310,100	395,200	533,800	615,400
28	215,000	312,700	397,700	536,300	618,100
29	217,200	315,400	400,000	538,800	620,700
30	219,500	318,000	402,400	541,200	623,300
31	221,700	320,700	404,800	543,600	625,900
32	224,000	323,400	407,200	546,000	628,400
33	226,300	325,900	409,400	548,400	630,900
34	228,600	328,500	411,900	550,700	633,400
35	230,900	331,200	414,300	553,000	635,800
36	233,100	333,700	416,800	555,300	638,200
37	235,500	336,500	419,000	557,600	640,600
38	237,900	339,200	421,500	559,800	642,900
39	240,300	341,900	424,000	562,000	645,200
40	242,700	344,500	426,500	564,200	647,500
41	244,600	347,300	428,900	566,400	649,700
42	246,800	350,100	431,100	568,500	651,900
43	248,900	352,900	433,400	570,600	654,100
44	251,100	355,600	435,600	572,700	656,200

45	253,200	358,200	437,600	574,800	658,300
46	255,200	361,000	439,600	576,800	660,400
47	257,300	363,700	441,700	578,800	662,400
48	259,300	366,500	443,700	580,800	664,400
49	261,300	369,100	445,400	582,800	666,400
50	263,000	371,800	447,300	584,700	668,300
51	264,900	374,500	449,200	586,600	670,200
52	266,600	377,200	451,100	588,500	672,100
53	268,400	379,800	452,900	590,400	673,900
54	270,000	382,300	454,700	592,200	675,700
55	271,500	384,800	456,500	594,000	677,500
56	273,300	387,200	458,300	595,800	679,200
57	274,800	389,500	459,900	597,600	680,900
58	276,300	391,700	461,400	599,300	682,600
59	277,800	393,900	463,000	601,000	684,200
60	279,100	396,100	464,600	602,700	685,800
61	280,700	398,100	466,200	604,400	687,400
62	282,100	400,000	467,700	606,000	688,900
63	283,500	401,900	469,200	607,600	690,400
64	284,900	403,800	470,700	609,200	691,900
65	286,200	405,700	472,000	610,800	693,300
66	287,500	407,400	473,200	612,300	694,700
67	288,800	409,100	474,500	613,800	696,100
68	290,100	410,800	475,800	615,300	697,400
69	291,500	412,400	476,800	616,800	698,700
70	292,700	413,900	478,000	618,200	700,000
71	293,800	415,300	479,200	619,600	701,200
72	294,900	416,800	480,400	621,000	702,400
73	296,000	418,100	481,400	622,400	703,600
74	297,000	419,500	482,500	623,700	704,700
75	298,000	420,900	483,600	625,000	705,800
76	298,800	422,300	484,700	626,300	706,900
77	299,900	423,400	485,600	627,600	707,900
78	300,800	424,700	486,500	628,600	708,900
79	301,700	426,000	487,500	629,600	709,900
80	302,600	427,300	488,500	630,600	710,800
81	303,400	428,400	489,400	631,600	711,700
82	304,100	429,600	490,300	632,500	712,600
83	304,800	430,700	491,300	633,400	713,300
84	305,500	431,900	492,300	634,300	714,000
85	306,200	432,900	493,000	635,200	714,700
86	306,800	434,000	493,900	635,900	715,300
87	307,400	435,100	494,800	636,600	715,900
88	308,000	436,200	495,700	637,300	716,500
89	308,500	437,000	496,300	638,000	717,000
90		438,000	497,200	638,700	717,500
91		439,000	498,100	639,400	718,000
92		440,000	498,900	640,100	718,400
93		440,800	499,600	640,800	718,800
94		441,600	500,200	641,300	719,200

95		442,500	501,000	641,800	719,600
96		443,300	501,700	642,300	720,000
97		444,000	502,600	642,800	720,400
98		444,700	503,300	643,300	720,700
99		445,500	504,100	643,800	721,000
100		446,300	504,900	644,300	721,300
101		446,900	505,700	644,800	721,600
102		447,500	506,500	645,100	721,900
103		448,200	507,300	645,400	722,200
104		448,900	508,100	645,700	722,400
105		449,400	508,800	646,000	722,600
106		450,000	509,600	646,200	722,800
107		450,600	510,400	646,400	723,000
108		451,200	511,200	646,600	723,200
109		451,900	511,800	646,800	723,400

(2) 運用専門職員本俸表

等級 号俸	4	5	6
	円	円	円
1	541,900	665,000	754,300
2	563,000	690,200	778,400
3	585,000	715,200	802,400
4	607,100	740,300	826,600
5	629,200	765,400	850,700
6	651,300	790,400	874,700
7	672,300	815,600	898,800
8	693,400	840,600	922,800
9	714,500	865,700	947,000
10	735,600	890,700	962,000
11	756,700	915,800	985,100
12	777,700	941,000	1,008,100
13	798,800	966,000	1,031,200
14	819,800	991,100	1,054,200
15	841,000	1,016,100	1,077,400
16		1,041,200	1,100,400
17		1,065,300	1,110,400
18		1,089,400	1,132,500
19		1,113,500	1,154,500
20		1,137,500	1,176,600
21		1,161,600	1,198,700
22		1,171,600	1,208,800
23		1,193,700	1,218,800
24		1,215,800	1,238,800
25		1,237,800	1,246,900
26			1,254,900
27			1,274,900
28			1,282,900
29			1,291,000

30			1,311,000
31			1,319,100
32			1,327,100
33			1,345,200
34			1,353,200
35			1,371,200
36			1,389,300
37			1,407,300
38			1,425,400
39			1,443,500
40			1,461,600

(別表2) 役職手当の月額 (第9条関係)

(1) 正規職員

等級	区 分	役職手当額
5等級	上席審議役及び審議役	122,300円
	部長	106,400円
	室長、次長及び運用数理役	101,000円
4等級	次長並びに総務課、企画課及び委託運用課の課長並びに企画役(部に配置されるものに限る。)	84,100円
	上記区分以外の課長及び副室長	73,200円
	企画役及び監事付	52,200円
3等級	総務課、企画課及び委託運用課の課長代理(総括担当)	43,800円
	上記区分以外の課長代理、室長代理、秘書役及び検査役	36,500円

(2) 運用専門職員

等級	役職手当額
6等級	122,300円
5等級	106,400円
4等級	84,100円